

入札条件書（電子入札システム用）

大台町発注工事の指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は次のことを入札条件とするので遵守しなければなりません。

1 落札者の決定

（１）大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）（以下「規則」という。）第 172 条及び第 173 条に基づき作成された予定価格から最低制限価格の範囲内であって、最低価格の入札者としします。

（２）ただし、落札者となるべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、即時に電子入札システムを用いて行う電子くじにより落札者を決定します。

（３）町議会の議決に付すべき契約において、落札決定後、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。以下同じ。）に会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとしします。

また、落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が、大台町から入札参加の資格制限又は大台町建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」という。）を受けた場合は、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができ、仮契約の締結後であれば仮契約を解除することがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留します。

ア 資格（指名）停止措置要領の「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格（指名）停止措置要領の「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格（指名）停止措置要領の「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

（４）前項に該当する工事以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、大台町から指名（資格）停止を受けた場合は契約を締結しないことがあります。また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は契約の締結を保留します。

ア 資格（指名）停止措置要領の「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格（指名）停止措置要領の「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格（指名）停止措置要領の「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

（５）入札条件書に定める規定（３）、（４）により落札決定を保留し、又は仮契約若しくは契約を解除または締結しない場合、町は一切の損害賠償を負いません。

2 最低制限価格の設定方法

最低制限価格について、「建設工事に係る最低制限価格の運用規準」により設定します。

3 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額として、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該10%に相当する額を除いた金額としてください。

4 入札保証金

指名通知書に記載のとおりとします。

5 契約保証金

（1）契約金額の100分の10以上（※（2）に該当する場合を除く）

ただし、規則第195条の第2項により以下を持って、契約保証金の納付に代えることができます。

- ① 政府の保証のある債券
- ② 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- ③ 町長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
- ④ 町長が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、町長が確実と認める債権

また、規則第196条第1項第1項により以下に該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④ 契約の相手方があらかじめ町長の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき。
- ⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払い代金を即納したとき。
- ⑥ 契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ⑦ その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

（2）規則第196号条第1項第6号に基づき契約金額500万円未満の物件については契約保証金を免除します。

6 予定価格の事前公表

指名通知に記載する予定価格は消費税及び地方消費税を除く額を示しています。

7 工事内訳書の提出

【共通事項】

- (1) 入札の際に工事内訳書の提出を求めます。なお、工事内訳書の提出が無い場合は当該入札に参加できません。
- (2) 提出された工事内訳書は返却しません。
- (3) 工事内訳書の作成例は次のとおりとします。

【電子入札システムによる入札の場合】

工事内訳書…見積額の根拠となる大項目のもの（工事内訳書に工事名、会社名及び代表者名を記入してください）

電子入札システムに添付のうえ、提出してください。

【紙入札の場合】

工事内訳書…見積額の根拠となる大項目のもの（工事内訳書に工事名、会社名及び代表者名を記載のうえ、代表者印を押印してください）

入札書と同封のうえ、提出してください。

- (1) 工事内訳書を提出しない者、電子入札システムによる入札においては、工事内訳書に社名、代表者名の記載がない者、紙入札においては、工事内訳書に社名、代表者名及び代表者印押印の無い者の入札は無効とし、また、提出した工事内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。
- (2) 提出された工事内訳書については、契約上の権利及び義務を生じるものではありません。
- (3) 工事内訳書は入札に際し入札書に記載される金額に対応したものを求めることとし、提出された見積書が次の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第176条第5項の規定に基づき無効とします。

- ① 工事内訳書を提出しないもの
- ② 工事内訳書の金額と入札額が一致していないもの
- ③ 一括値引き及び減額の項目が計上されているもの

※ただし端数調整のための千円以下の処理については一括値引き及び減額として扱いません。

- ④ 記載すべき項目がかけているもの。
- ⑤ その他不備があるもの。

8 無効及び失格の要件

- (1) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者が参加したとき。
- ② 入札者又は他の者が他人の入札の代理をしたとき。
- ③ 入札に対して談合等の不正行為があったとき。
- ④ 入札保証金の額が規則第170号第1項に規定する額に満たないとき。
- ⑤ 定刻までに入札書を提出しないとき。
- ⑥ 誤字脱字等により意志表示が不明な入札したとき。
- ⑦ 電子入札システムによる入札においては、記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札

- ⑧ 電子証明書の不正な使用があった入札
 - ⑨ その他契約担当者が予め指示した事項及び入札条件に違反したとき。
- (2) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札を失格とする。
- ① 規則第 173 条に規定する額（最低制限価格）を下回る額の入札をしたとき。
 - ② 適正な入札の執行を妨げたとき。

9 入札方法

【共通事項】

- (1) 入札回数は 1 回を限度とします。
- (2) 予定価格を超えた応札をしてはなりません。
- (3) 入札書の宛名は大台町長とします。

【電子入札システムによる場合】

- (1) 入札書は電子入札システムを利用し、任意のくじ番号を入力して提出してください。
- (2) 電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3 MB を上限とします。容量が不足するときは、町の指示する方法によります。
- (3) 電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP 形式に限り、自己解凍方式（EXE 形式）は認めません。

【紙入札の場合】

大台町電子入札等実施要綱第 18 条の規定により、書面により入札書を提出するときは、様式第 2 号「紙入札方式参加承認申請書（工事・測量コンサル用）」を提出し、承認を受けなければなりません。

- (1) 提出方法：E-mail、FAX または直接持参することにより提出してください。
ただし、E-mail 又は FAX の場合は送信した旨の電話連絡を必ずしてください。
- (2) 提出先：〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地 大台町総務課総務係
FAX：0598-82-1618 E-mail：odai-keiyaku@odaitown.jp
- (3) 提出期限：開札日の 6 営業日前の午後 5 時までとします。

この申請の承認の可否の連絡は、受付後 2 営業日以内に送信元の E-mail アドレスまたは紙入札方式参加承認申請書に記載された FAX 番号に返送することにより行うものとします。

電子入札システムの利用者登録を完了している者が、電子機器の故障等の不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなり、提出期限までに紙入札方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに総務課総務係に申し出てください。

- (4) 紙入札を承認された入札参加者等は、次のとおり入札書を提出してください。
 - ① 入札書は大台町会計規則様式 63 号の 3「入札書（電子入札 工事・測量コンサル用）」を用い、任意のくじ番号を記載してください。
 - ② 郵送先：〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地 大台町総務課総務係行
 - ③ 郵送期限：開札日の 1 営業日前までに郵送先の大台町総務課総務係に必着とします。
 - ④ 郵送方法：一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送してください。

※複数の案件に入札する場合、入札書は案件毎に送付してください。

- (5) 封筒には、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記してください。

（６）入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され使用印鑑届で届出している印鑑の押印のある入札書により入札する場合には委任状を必要としません。

（７）代理人が代理人名義で入札する場合には、委任状を同封して、提出してください。なお、この場合の入札書は入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して代理人の氏名を記載して押印してください。

（８）入札書を入れる封筒の例は次のとおりとします。但し同様の内容であれば詳細については問いません。

大 台 町 長 様 工事名 工事場所 入札書在中 令和 年 月 日	〒519－2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地 大台町役場 総務課 総務係 行 住所 会社名 代表者
---	--

※裏面は入札参加資格申請の使用印鑑届で届出た印鑑にて封印してください。

10 同日落札数制限

- （１）同日に入札（開札）される建設工事（以下「対象工事」という。）について、１業者が落札できる件数を原則として１件に制限します。
- （２）発注の規模に応じて、上記（１）によらず特別の措置を行う場合があります。その場合は指名通知と併せて別途お知らせします。
- （３）落札した件数が前項各号に掲げる件数となった場合、後の対象工事については無効として取り扱います。
- （４）入札会においては落札候補者を決定し、後日、落札決定を行うが、当該落札候補者を決定する場合において、（１）及び（３）の規定を準用します。
- （５）同日落札数制限については、あくまでも落札決定において効力を発することとなるので、落札候補者となった対象工事で、なんらかの理由により、落札決定に至らなかった場合は、当該対象工事以降の対象工事（入札会当日、同日落札数制限により無効として取扱を受けた対象工事に限る。）の入札は有効として取り扱います。
- （６）落札候補者となった対象工事以前に開札された対象工事において、別に決定された落札候補者が失格するなどなんらかの理由により落札決定を受けた場合、落札決定を受けた対象工事以降の対象工事（落札候補者となった対象工事を含む）については同日落札数制限を越える場合、無効として取り扱います。

11 仕様書に関する質問

- （１）質問がある場合は、入札会の４営業日前の午後５時までに、総務課総務係宛に提出してください。提出は持参・FAXを問いません。ただし、FAXの場合は送信した

旨の電話連絡をしてください。なお、電子入札システムによる質問受付は行っていませんので、書面にて質問書を提出してください。

- (2) 回答は、質問受付日を含め、原則 2 営業日以内に、大台町HP「入札・契約」ページ内「指名競争入札の仕様書」に掲示をすることにより回答します。
- (3) 質問書の記載内容について、問合せをする場合があります。
- (4) 質問書の様式は、大台町HP「入札・契約」ページ内「入札契約関係の様式」からダウンロードしてください。
- (5) 各工事の積算担当部署への書面の提出及び口頭による質問については遠慮願います。なお、口頭による質問があった場合には、日時、業者名及び内容について、各積算担当部署において記録を行います。一定の回数に達した場合や最低制限価格及び積算価格そのものを聞く内容など悪質な場合については、指名停止措置などの対応を行いますので十分注意してください。

12 議会の議決案件

公表する予定価格が 5,000 万円以上の場合は、大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年大台町条例第 46 号）に基づく大台町議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、大台町議会の議決を得たあとに本契約を締結します。

13 支払条件

- (1) 特記仕様書で特別な記述がない限り、前払金の割合は、契約額の 10 分の 4 以内の額とします。
- (2) 前払金に追加して前払を行う中間前払金の割合は、契約額の 10 分の 2 以内の額とします。
- (3) 部分払は、規則第 65 条の規定により既済部分の代価の 10 分の 9 以内でお支払いします。
- (4) 中間前払金及び部分払はいずれか一方を契約時に選択できるものとします。

14 その他

- (1) 入札参加者が一人だけで他が全部不参加の場合、入札会を中止します。又、風水害等の特別な事情がある場合は入札会を中止する場合があります。
- (2) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがあります。
- (3) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、違反が確認された場合は不正・不誠実な行為と見なします。

①入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

②入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

③入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開

示してはなりません。

- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができます。その場合は入札日前日までに別に定める入札辞退届を電子入札システムまたは書面にて総務課宛提出してください。ただし、談合情報があった場合には、辞退届は受理しない場合があります。
- (5) 指名業者が電子入札システムを利用できないときは、別途書面により行います。仕様書は大台町HP「入札・契約」ページ内入札情報システムで公開します。特別な事情がある場合は、大台町HP「入札・契約」ページ内「指名競争入札の仕様書」で公開します。
- (6) 入札前に指名業者は公表しません。
- (7) 入札書は所定の様式を用いてください。
- (8) 入札をした者は、入札後、この入札条件書、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできません。
- (9) 開札の立ち会いを希望する場合は、必ず開札日の前日正午までに総務課まで申し出てください。
- (10) 前各項に定める条件のほか、必要事項は大台町会計規則及び三重県建設工事執行規則により取り扱うものとします。